

障害児支援 指定（更新）申請に係る必要書類一覧表

※愛媛県の様式

【児童福祉法関係】

注1 ○=必ず添付 △=必要に応じて添付 ☆=変更がなければ省略可
注2 「多機能型」として事業を実施する場合は、付表6を添付すること。

平成30年10月1日時点

添付書類 ※様式は、本県ホームページの申請書等電子配布サービスに掲載 (メールアドレス登録票は、県ホームページの「指定障害福祉サービス事業者等の方へのお知らせ」に掲載)		児童発達支援		医療型 児童発達支援		放課後等デイ サービス		居宅訪問型 児童発達支援		保育所等 訪問支援		多機能 型		障害児入所施設 (福祉型)		障害児入所施設 (医療型)		
		指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	指定	更新	
指定 申請書	(様式第15号) 指定（更新）申請書 ※1	○		○		○		○		○				○		○		
	(参考様式別紙) 同一事業所において既に指定を受けている事業等について	△		△		△		△		△				△		△		
	(共生型の特例による指定の場合) 本体事業における指定の通知書の写し ※4	△	☆			△	☆											
	(共生型の特例によらない指定の場合) (様式第15号の2) 共生型の特例による指定を不要とする旨の申出書 ※4	△	☆			△	☆											
	(別紙1～8) 審査事項 (表の別紙1～8は、該当する様式の番号)	別紙1又は2		別紙3		別紙4		別紙4の2		別紙5		別紙6		別紙7		別紙8		
	登記事項証明書(原本)又は条例等	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆	
	運営規程	○		○		○		○		○				○		○		
	住宅地図	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆	
	(参考様式1) 事業所平面図(各室の用途を明らかにしたもの)	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆	
	(参考様式2) 設備・備品等一覧表(設備の概要)	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆	
	(参考様式3) 経歴書(管理者・児童発達支援管理責任者)	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆	
	(参考様式4) 実務経験証明書(原本)	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆	
	(参考様式5) 実務経験見込証明書(原本)	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆			△	☆	△	☆	
	(参考様式6) 利用者(入所者)又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆	
	(参考様式7) 主たる対象者を特定する理由等		△		△		△		△		△				△		△	
	(参考様式8) 法人役員等が欠格条項に該当しない旨の誓約書	○		○		○		○		○				○		○		
	(参考様式9) 従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表	○		○		○		○		○				○		○		
	組織体制図	○		○		○		○		○				○		○		
	資格証明書の写し	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆	
	建物の構造概要			○	☆										○	☆	○	☆
	写真(事業所全景、内部)※設備基準が分かるもの	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆	
	建物が賃借物件の場合は賃貸借契約書の写し	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆	△	☆			△	☆	△	☆	
	医療法第7条の医療機関としての許可証の写し等			○	☆											○	☆	
	協力医療機関との契約内容が分かるもの	○	☆			○	☆	○	☆					○	☆			
	従業者との雇用関係を証する書面(雇用契約書・労働条件通知書・標準報酬決定通知書、雇用保険被保険者資格取得等通知書等)	○		○		○		○		○				○		○		
	利用契約書・重要事項説明書・個別支援計画	○		○		○		○		○				○		○		
	消防機関へ提出した防火対象物使用開始届出書の写し ※開始届出書の提出が不要な場合は、消防用設備の設置義務のないことを確認した書面(様式任意)	○	☆	○	☆	○	☆							○	☆	○	☆	
	建築確認済証の写し等 ※建築確認済証がない場合は、問題がないことを建築基準法等担当部署と協議した書面(様式任意)	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆	
事業所防災計画(様式任意)※消防法、水防法等、防災関係法令に基づくもの ※伊方原子力発電から半径30km圏内の施設のみ、原子力防災計画も必要	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆					○	☆	○	☆		
(様式第30号の9) 開始届出書 ※2	○		○		○		○		○									
(別紙様式) 社会保険及び労働保険への加入状況に係る確認票	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆			○	☆	○	☆		
メールアドレス登録票(指定障害児通所支援事業者等) ※3 ※障がい福祉に係る県からの通知を送付するアドレス(原則1法人に1つのみ) (県障がい福祉課にてメール提出。アドレスの変更も同様)	○		○		○		○		○				○		○			
障害児通所・入所給付費算定に係る体制等に関する届出書	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆	○	☆		
業務管理体制整備(区分変更)届出書(様式第17号の2)又は業務管理体制変更届出書(様式第17号の3)	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△	○	△		

※1 指定申請書の内容を変更する場合は(様式第16号)変更届出書。ただし、児童福祉法施行規則第18条の30の2に規定する「特定障害児通所支援」のサービス量の増加は(様式第15号の3)、障害児入所施設の入所定員の増加は(様式第15号の4)の指定変更申請書

※2 事業開始届の内容を変更する場合は(様式第30号の10)変更届出書

(※1と※2で重複する項目について変更があれば、両方の変更届出書を提出してください)

※3 愛媛県(東予・中予・南予地方局)からの指定を初めて受ける法人は、メール提出が必要。

※4 共生型サービスの特例(児童福祉法第21条の5の17)による指定を受ける場合、同様の内容であれば本体事業における申請書類の写し及び指定の通知書の写しの提出で可。特例によらない指定を受ける場合は、通常の申請書類を整備したうえで様式第15号の2を提出すること。